

インパクトスタートアップ創出事業 業務委託仕様書

1 委託業務名

インパクトスタートアップ創出事業

2 事業の目的

本事業では、仙台・東北を牽引するロールモデルとなるインパクトスタートアップを創出することを目的とする。なお、本事業における「インパクトスタートアップ」とは、多様化する地域・社会課題の解決と持続可能な経済的成長の両立を目指すスタートアップをいう。

本事業では、伴走支援やインパクト投資家及び事業会社等とのマッチングを実施する。

3 業務の内容

(1) 支援対象企業の発掘

- ・ソーシャル・インパクト及び事業拡大を目指す仙台・東北地域のスタートアップ等から概ね5社を選定し、これらを本事業の支援対象企業（以下「採択者」という。）とすること。
- ・募集期間は2か月間以上設けるものとし、採択者は9月中旬までに決定すること。
- ・本市が別途実施する「社会起業家支援事業」において実施される社会起業に関するイベントに参加し、本事業の伴走支援プログラムに関する説明及び広報を実施すること。（実施回数は3回程度を想定）

(2) 採択者のニーズに合わせた伴走支援

採択者に対してヒアリングを実施し、それぞれのソーシャル・インパクト及び事業拡大に当たってのニーズに応じたカスタマイズ型の適切なハンズオン支援の実施、マッチング機会の提供及びそのサポートを5～6か月程度実施すること。

なお、本事業が想定する支援内容は以下のとおりとするが、採択者のニーズに応じて柔軟に対応すること。

<ハンズオン支援想定業務>

ソーシャル・インパクト及び事業拡大のためのビジネスモデルの構築・PoC 実施伴走、資金調達、販路開拓、ブランディング、マーケティング、インパクト指標の設定、専門家によるメンタリング等

<マッチング想定対象>

協業・共創・販路開拓・商談先候補となる企業や団体、資金調達（金融機関からの投資・融資、クラウドファンディング等）候補となる投資家やベンチャーキャピタル、CXO 人材やプロボノ等の専門人材、ロールモデルとなるインパクトスタートアップや社会起業家等

数値目標：個別マッチング件数 延べ10件（メンタリングや(3)でのマッチングは除

く)

(3) インパクト投資家や事業会社等とのマッチングイベントの開催

- ・インパクト投資家、事業会社やメディア等と採択者とのマッチングイベントを2回程度開催すること。(うち少なくとも1回は東京で開催すること)
- ・マッチングイベントの開催に当たっては、採択者のニーズに応じてインパクト投資家や事業会社等をリストアップし、個別に案内を行うこと。
(業務内容には、企画、登壇者の確保、会場の確保及び支払い、招待するインパクト投資家や事業会社等のリストアップ及び案内送付、広報・集客、当日の運営、配布資料の制作、個別商談の支援、謝金等費用負担及び支払等を含む。)
- ・上記のほか、採択者と東北地域の産官学金の支援者やロールモデルとなる起業家とのネットワーキング機会を積極的に創出すること。
- ・採択者が実施する事業の具体的なイメージを記載した資料を作成し、イベント参加者へ配布すること。

(4) プロモーション動画等の制作

- ・本事業採択者の事業内容を対外的に発信するためのプロモーション動画などの広報媒体を制作し、データで納品すること。

(5) 東北ソーシャルイノベーションサミットに向けたプレゼン指導等の実施

- ・本市が社会起業家支援事業として実施する東北ソーシャルイノベーションサミットにおいて、本事業の採択者が登壇するためのプレゼンテーション指導や事業紹介動画の作成等の支援を、当該社会起業家支援事業の受託事業者と連携して実施すること。

実施時期：令和9年2月11日(予定)

実施内容：東北・全国で活躍する社会起業家や支援者等によるキーノートまたはパネルディスカッション、採択者によるプレゼンテーション、交流会等

実施場所：仙臺緑彩館 交流体験ホール(予定)

(仙台市青葉区川内追廻無番)

(6) 過年度採択者のフォローアップ

- ・令和6年度の「ソーシャル・インパクト加速化事業」及び令和7年度の「インパクトスタートアップ創出事業」の採択者に対して、それぞれのニーズに応じた適切な支援(メンタリング等)を提供すること。また、本事業採択者と過年度採択者を含めたインパクトスタートアップによるコミュニティ等を創出し、連続的にインパクトスタートアップが生まれるエコシステムの構築に努めること。なお、フォローアップの実施に当たっては、過年度の各事業の受託者と連携し、支援方針を共有のうえ、継続的なフォローアップができるよう努めること。

(7) 情報発信・広報

- ・プログラム HP 及び SNS の活用やメディア等との連携により、本事業の実施状況等について継続的に情報発信を行い、本事業及び本市の社会起業家支援事業の認知度向上を図るための広報について、企画及び実施すること。
- ・委託契約期間中において、プログラム HP の保守・運用(サーバー・ドメイン費用の支払いを含む)を行い、委託契約終了後も一定期間はドメインを保持すること。
- ・写真や動画を HP や SNS 等に掲載する場合は、被写体の承諾を事前に得ること。著作権や肖像権、パブリシティ権を侵害しないこと。

(8) アンケート等の実施

- ・本事業にて実施するイベント、プロジェクト等の参加者及び採択者に対し、毎回アンケートを実施し、業務の効果を把握するとともに、次回以降の改善に活かすように取り組むこと。
- ・マッチングイベント終了後、採択者に継続的にヒアリング等を行うことにより、その効果を測定の上、発注者へ報告すること。

(9) 成果報告書の納品

- ・本事業終了時には、(1)から(8)の実施結果について報告するとともに、本事業の採択者ごとに事業内容を「見える化」し、事業概要やロードマップなどをまとめたインパクトレポート (A4 判・各 2 枚程度) を作成する。また、本業務によって得られた知見、ネットワーク、採択者の連携内容、社会起業家支援の方策、東北地域の起業家・エコシステムの現状やその強化に向けた方策等の見解・提言をまとめた報告書を作成し、紙媒体 (A4 判) 及び電子データ (ファイル、写真・映像データ) で納品すること。

(10) その他

- ア 本事業は、インパクトスタートアップの創出を目的とするものであり、本市が別途実施する「社会起業家支援事業」と目的を同じくし、両事業を一体的に実施するものである。本事業の実施に当たっては、発注者及び「社会起業家支援事業」の受託事業者と密に連携し、事業効果の最大化に努めること。
- イ 本事業以外に発注者や関連団体が行う起業支援業務との連携を図るよう努めること。
- ウ 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。
- エ 本業務の公共性に鑑み、受託者は透明性、公平性を確保して業務にあたること。
- オ 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時発注者に報告するとともに、定期的開催する進捗確認会議及び必要に応じて実施する打ち合わせにおいて、協議及び調整を行うこと。

4 委託料

委託料の上限額 12,000,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

5 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

6 その他留意事項

- (1) 本仕様書にないものは発注者及び受託者の協議により定める。また、より効果的なプログラムを提案することは差し支えない。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について発注者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、発注者へ提出すること。
- (4) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項 (<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>) に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。
- (5) イベントの実施にあたっては、別添の「イベントにおける環境配慮の手引き」を参考に、温室効果ガスの排出削減や、プラスチック資源をはじめとした資源の分別、ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組むなど、できる限り環境配慮に努めること。
- (6) 業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律を遵守することとし、知り得た個人情報の取り扱いについては漏えい、滅失及び棄損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- (7) 個人情報保護に関わる事故等が発生した場合は、直ちに仙台市へ全て報告し、対応策を協議すること。
- (8) 受託者は、「仙台市行政情報セキュリティポリシー (<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>)」（以下、「ポリシー」）、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン (<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>)」（以下、「ガイドライン」））、別添「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」及び「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守することとし、それらに変更があった場合は、これに適合するよう必要な措置を講じること。個人情報の情報システム処理を行う場合は、ガイドラインに基づく外部委託審査を経る必要があることをふまえ、ポリシー「第2章 情報セキュリティ対策基準 (3) 情報資産の分類と管理」に適合する情報システム及びネットワークにより行うこと。
- (9) 本業務の実施にあたり、個人情報を含むデータの授受については、Microsoft Teams を使用し、委託者が指定する方法に従って行うものとする。
- (10) 受託者は、本業務に係る契約の終了後、他社に業務の引継ぎを行う必要が生じた場合には、円滑な引継ぎに努めるものとする。